

和歌山県環境衛生研究センター機器使用要綱

制 定 平成22年 6月15日
最終改正 令和 3年 4月 1日

- 1 この要綱は、県内の公設試験研究機関並びに試験検査機関（以下「県内機関」という。）が、保健衛生の向上及び増進並びに環境保全の確保及び創造の目的のために、和歌山県環境衛生研究センター（以下「センター」という。）の機器を使用するに当たり、使用条件を定めるものとする。
- 2 センターの機器のうち、使用できる機器は別紙使用（貸出）機器（以下「機器」という。）とする。
- 3 機器は、県内機関で目的達成のために研究・検査を行う者が使用するものとする。
- 4 機器の使用期間は、7日以内とし、原則として勤務時間内とする。
- 5 機器で使用する試薬、標準品及び溶媒等（以下「試薬等」という。）については、原則として使用する者が持ち込むものとする。
- 6 機器を使用する者（以下「使用者」という。）は、機器使用申込書（別記様式1）（以下「申込書」という。）を和歌山県環境衛生研究センター所長（以下「所長」という。）に、使用期間の1週間前までに提出しなければならない。
- 7 所長は、申込書を受理したとき、使用することが適当と認めた場合にあつては、申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に機器使用承諾書（別記様式2）を交付し、不適当と認めた場合にあつては、その旨を申込者に通知するものとする。
- 8 使用者は、機器を損傷したときは、直ちに担当職員に報告し、担当職員の指示を受けなければならない。
 - 2) 担当職員は、指示後速やかに所長に報告しなければならない。
 - 3) 第1項の損傷が、使用者の責めに帰すべき理由によると認められるときは、申込者はこれの修理または取替えに要する経費を負担しなければならない。
- 9 所長は、申込者が機器を継続して使用させることが不適当であると認められる行為があつた場合は、7の承諾を取り消すことがある。
- 10 この要綱に定めのないもので、必要があるときは所長が定める。